

## <対策のポイント>

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑に進めます**。また、牛の結核病及びブルセラ病について、平成30年度から開始している**清浄性確認サーベイランスを継続し、清浄化を達成**します。（なお、平成31年度から死亡牛のBSE検査について、①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛について対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げることを、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に諮問し、適当であるとの答申を受けたところです。今後手続きを経て本年度より新しい検査体制を開始する予定です。）

## <政策目標>

- 死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認
- 我が国における牛の結核病及びブルセラ病の清浄化を達成

## <事業の内容>

### 1. 死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する

#### 助成

- 死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。

### 2. 牛の結核病・ブルセラ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用

#### の助成

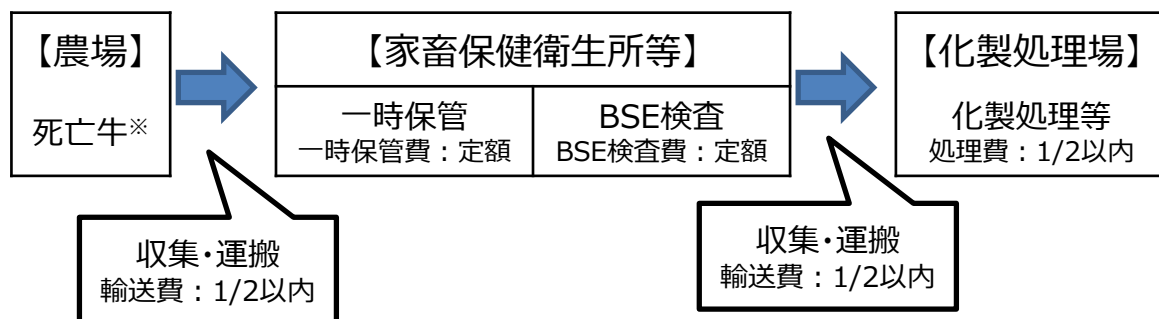
- 牛の結核病及びブルセラ病の**清浄性確認サーベイランスを実施**する際に、検査対象となった牛の飼養者に対し、**検査に要する費用を助成**します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



\*一般的な死亡牛の検査対象月齢：48か月齢以上→96か月齢以上

### 【牛の結核病・ブルセラ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用の助成】

